

○南三陸町個人情報保護条例新旧対照表（案）…変更部分のみ抜粋 ※改正案の欄中、改正のない条文の内容は略している。

改正案	現 行	備 考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第14条—第26条）</p> <p>第2節 訂正（第27条—第31条）</p> <p>第3節 利用停止（第32条—第35条）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（第36条—第38条）</p> <p>第4章 雑則（第39条—第43条）</p> <p>第5章 罰則（第44条—第47条）</p> <p>附則</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>審査請求</u></p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第36条 <u>開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>。</p> <p>（1） <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2） <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第14条—第26条）</p> <p>第2節 訂正（第27条—第31条）</p> <p>第3節 利用停止（第32条—第35条）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（第36条—第38条）</p> <p>第4章 雑則（第39条—第43条）</p> <p>第5章 罰則（第44条—第47条）</p> <p>附則</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u></p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第36条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2） <u>決定又は裁決</u>で、<u>不服申立て</u>に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴う用語の整理（以下特記以外は同様）</p> <p>不作為に係る審査請求を審査会への諮問対象に追加</p>

改正案	現行	備考
<p>。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。</p> <p>(4) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。</p> <p><u>2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の<u>審査請求</u>についての裁決を行わなければならない。</u> (諮問をした旨の通知)</p> <p>第37条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13</u></p>	<p>決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) <u>決定又は裁決で、<u>不服申立て</u>に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)</u>を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。</p> <p>(4) <u>決定又は裁決で、<u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)</u>を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p><u>2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の<u>不服申立て</u>についての決定又は裁決を行わなければならない。</u> (諮問をした旨の通知)</p> <p>第37条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p>	<p>審理員による審理手続の適用除外及び諮問時の添付書類の明確化</p> <p>項の繰下げ</p>

改正案	現 行	備 考
<p>条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第4章・第5章 略 以下略</p>	<p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第4章・第5章 略 以下略</p>	